

# 令和8年度小松市予算書

## (2026年度)

一般会計

特別会計

国民健康保険事業

介護保険事業

公債管理

産業団地事業

後期高齢者医療

企業会計

水道事業

下水道事業

国民健康保険小松市民病院事業

## 目 次

議案番号	議 件 名	頁
議案第2号	令和8年度小松市一般会計予算……………	1
議案第3号	令和8年度小松市国民健康保険事業特別会計予算……………	15
議案第4号	令和8年度小松市介護保険事業特別会計予算……………	19
議案第5号	令和8年度小松市公債管理特別会計予算……………	23
議案第6号	令和8年度小松市産業団地事業特別会計予算……………	27
議案第7号	令和8年度小松市後期高齢者医療特別会計予算……………	31
議案第8号	令和8年度小松市水道事業会計予算……………	35
議案第9号	令和8年度小松市下水道事業会計予算……………	39
議案第10号	令和8年度国民健康保険小松市民病院事業会計予算……………	43

## 議案第2号

### 令和8年度小松市一般会計予算

令和8年度小松市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ57,680,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月24日提出

小松市長 宮橋 勝栄

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 市税		18,158,000
	1 市民税	8,497,000
	2 固定資産税	7,552,000
	3 軽自動車税	356,000
	4 市たばこ税	718,000
	5 入湯税	36,000
	6 都市計画税	999,000
2 地方譲与税		385,100
	1 地方揮発油譲与税	66,000
	2 自動車重量譲与税	264,000
	3 森林環境譲与税	44,000
	4 航空機燃料譲与税	11,100
3 利子割交付金		31,000
	1 利子割交付金	31,000
4 配当割交付金		118,000
	1 配当割交付金	118,000
5 株式等譲渡所得割交付金		180,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	180,000
6 法人事業税交付金		368,000
	1 法人事業税交付金	368,000
7 地方消費税交付金		3,232,000
	1 地方消費税交付金	3,232,000
8 ゴルフ場利用税交付金		57,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	57,000
9 環境性能割交付金		1,000
	1 環境性能割交付金	1,000

款	項	金額
		千円
10	国有提供施設等所在市助成交付金	325,000
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	325,000
11	地方特例交付金	170,000
	1 地方特例交付金	170,000
12	地方交付税	8,590,000
	1 地方交付税	8,590,000
13	交通安全対策特別交付金	9,000
	1 交通安全対策特別交付金	9,000
14	分担金及び負担金	117,737
	1 分担金	38,861
	2 負担金	78,876
15	使用料及び手数料	689,968
	1 使用料	385,150
	2 手数料	304,818
16	国庫支出金	10,696,555
	1 国庫負担金	7,229,929
	2 国庫補助金	3,409,078
	3 国庫委託金	57,548
17	県支出金	4,999,995
	1 県負担金	3,033,041
	2 県補助金	1,714,484
	3 県委託金	252,470
18	財産収入	180,475
	1 財産運用収入	91,375
	2 財産売却収入	89,100
19	寄附金	706,232

款	項	金 額
		千円
	1 寄附金	706,232
20	繰入金	1,436,614
	1 基金繰入金	1,375,516
	2 特別会計繰入金	61,098
21	繰越金	1
	1 繰越金	1
22	諸収入	1,286,923
	1 延滞金, 加算金及び過料	25,004
	2 預金利子	1,951
	3 貸付金元利収入	674,536
	4 雑入	581,412
	5 受託事業収入	4,020
23	市債	5,941,400
	1 市債	5,941,400
歳 入 合 計		57,680,000

# 歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 360,096
	1 議会費	360,096
2 総務費		5,253,920
	1 総務管理費	4,517,203
	2 徴税費	404,966
	3 戸籍住民基本台帳費	244,241
	4 選挙費	45,287
	5 統計調査費	8,307
	6 監査委員費	33,916
3 民生費		20,749,572
	1 社会福祉費	8,958,439
	2 児童福祉費	10,923,296
	3 生活保護費	853,513
	4 災害救助費	14,324
4 衛生費		3,420,593
	1 保健衛生費	1,328,106
	2 環境対策費	1,375,615
	3 水道費	111,200
	4 病院費	605,672
5 労働費		21,734
	1 労働諸費	21,734
6 農林水産業費		1,587,654
	1 農業費	1,114,638
	2 林業費	447,040
	3 水産業費	25,976
7 商工費		2,523,035

款	項	金額
		千円
	1 商工費	2,523,035
8	土木費	6,596,227
	1 土木管理費	101,725
	2 道路橋りょう費	2,164,306
	3 河川費	287,127
	4 都市計画費	989,757
	5 下水道費	2,134,412
	6 飛行場費	454,153
	7 住宅費	464,747
9	消防費	1,784,890
	1 消防費	1,784,890
10	教育費	9,288,879
	1 教育総務費	1,101,948
	2 小学校費	1,414,253
	3 中学校費	1,241,341
	4 高等学校費	657,762
	5 社会教育費	1,425,714
	6 保健体育費	1,971,325
	7 大学費	1,476,536
11	災害復旧費	60,000
	2 農林水産施設災害復旧費	60,000
12	公債費	6,023,400
	1 公債費	6,023,400
13	予備費	10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		57,680,000

## 第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
庁 舎 施 設 改 修 費	令和9年度	545,200
県 議 会 議 員 選 挙 費	令和9年度	11,450
市 議 会 議 員 選 挙 費	令和9年度	14,150
認 定 こ ど も 園 だ い い ち 整 備 費	令和9年度	835,813
芸 術 劇 場 大 規 模 改 修 費	令和9年度	1,842,570
中 消 防 署 西 出 張 所 整 備 費	令和9年度	471,127
小 学 校 校 舎 等 改 修 費	令和9年度	356,232
松 陽 中 学 校 整 備 費	自 令和9年度 至 令和10年度	2,353,287
市 立 高 校 改 修 費	令和9年度	184,300
令 和 8 年 度 指 定 管 理 者 の 指 定 に 伴 う 指 定 管 理 料	自 令和9年度 至 指定期間の終期	協定に基づき決定した指定期間中 における管理に要する経費

### 第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
未来型図書館等複合施設整備費	189,900	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
庁舎設備改修費	164,800			
財産管理費	48,700			
庁舎管理費	27,000			
らく賃パスポート運営費	3,300			
スマートシティ・スマート市役所推進費	2,800			
市民センター改修費	4,800			
町内会等施設整備費	103,500			
デジタル通信センター運営費	7,500			
土地開発公社健全化促進費	162,000			
住民情報システム運営費	8,900			
私立こども園等整備費	33,000			
公立こども園等整備費	3,300			
認定こども園だいいち整備費	198,200			

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
墓地公園管理費	4,800	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
ごみ処理対策費	49,100			
せせらぎの郷管理運営費	1,000			
土地改良費	39,400			
排水機場維持管理費	12,300			
こまつ食彩工房管理運営費	4,500			
県営土地改良費	125,400			
水利施設改修費	8,500			
農山村活性化支援費	104,000			
憩いの森管理運営費	1,600			
西俣キャンプ場管理運営費	11,700			
林道整備費	36,200			
林道管理費	37,800			
県営広域基幹林道整備費	52,000			

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
漁港施設維持管理費	1,900	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
企業誘致推進費	4,000			
ほっと石川観光プラン推進費	445,000			
曳山保存展示施設整備費	22,500			
スキー場整備費	67,100			
地域総合整備資金貸付費	400,000			
道路橋りょう整備費	858,000			
県営道路改良舗装費	16,600			
除雪機械購入費	15,000			
都市排水路整備費	170,500			
粟津駅周辺整備費	117,100			
北陸新幹線建設推進費	9,000			
自転車駐車場管理費	700			
県営街路整備費	37,200			

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公園施設リニューアル費	44,000	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
コミュニティ供用施設整備費	12,000			
市営住宅等管理費	28,100			
市営住宅等住戸改善費	18,700			
本江地区住まいづくり推進事業	182,000			
未活用住宅等対策	3,500			
消防署・所施設整備費	17,200			
消防救急デジタル無線整備費	8,600			
消防団活動装備強化費	6,600			
救急業務高度化推進費	5,900			
消防団活動拠点施設整備費	74,300			
高機能消防指令システム整備費	7,200			
消防資機材整備費	3,400			
高機能消防ポンプ車購入費	62,500			

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中消防署西出張所整備費	83,900	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
I C T教育環境推進費	45,000			
小学校校舎等改修費	351,400			
教育バス購入費	20,300			
中学校校舎等改修費	50,800			
松陽中学校整備費	488,400			
市立高校管理運営費	20,300			
市立高校改修費	70,400			
ひとつものづくり科学館 管理運営費	7,600			
埋蔵文化財センター 管理運営費	3,400			
南部図書館管理運営費	13,200			
本陣記念美術館 管理運営費	1,400			
錦窯展示館管理運営費	1,200			
里山自然学校大杉 みどりの里管理運営費	1,300			

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
尾小屋鉱山資料館周辺 持続活性化事業費	82,200	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
こまつ曳山交流館 管理運営費	7,900			
仙叟屋敷ならびに玄庵 管理運営費	1,100			
放課後児童クラブ運営費	12,000			
小松総合体育館改修費	18,600			
スポーツ施設整備費	184,600			
末広陸上競技場改修費	12,900			
小松運動公園 テニスコート等整備費	8,300			
カヌー競技施設整備費	3,000			
過年発生農林水産施設 災害復旧費	25,300			
計	5,599,100			

## 議案第3号

### 令和8年度小松市国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度小松市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,851,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月24日提出

小松市長 宮橋 勝 栄

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	国民健康保険税	1,807,200
	1 国民健康保険税	1,807,200
2	国庫支出金	1
	1 国庫補助金	1
3	県支出金	6,174,883
	1 県補助金	6,174,882
	2 財政安定化基金交付金	1
4	財産収入	3,636
	1 財産運用収入	3,636
5	繰入金	828,525
	1 一般会計繰入金	661,787
	2 基金繰入金	166,738
6	繰越金	1
	1 繰越金	1
7	諸収入	37,654
	1 延滞金, 加算金及び過料	21,001
	2 雑入	16,653
	歳 入 合 計	8,851,900

# 歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	170,332
	1 総務管理費	170,332
2	保険給付費	5,973,001
	1 療養諸費	5,113,700
	2 高額療養費	832,700
	3 移送費	100
	4 出産育児諸費	20,000
	5 葬祭諸費	6,500
	6 その他保険給付費	1
3	国民健康保険事業費納付金	2,528,058
	1 医療給付費分	1,754,881
	2 後期高齢者支援金等分	529,959
	3 介護納付金分	190,172
	4 子ども・子育て支援金分	53,046
4	保健事業費	113,086
	1 特定健康診査等事業費	74,060
	2 保健事業費	39,026
5	基金積立金	3,586
	1 基金積立金	3,586
6	公債費	1,000
	1 公債費	1,000
7	諸支出金	62,837
	1 償還金及び還付加算金	10,409
	2 繰出金	51,768
	3 第三者行為求償事務手数料	660
	歳 出 合 計	8,851,900

## 議案第4号

### 令和8年度小松市介護保険事業特別会計予算

令和8年度小松市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,771,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

令和8年2月24日提出

小松市長 宮橋勝栄

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	介護保険料	2,339,000
	1 介護保険料	2,339,000
2	使用料及び手数料	1
	1 手数料	1
3	国庫支出金	2,345,544
	1 国庫負担金	1,834,711
	2 国庫補助金	510,833
4	支払基金交付金	2,832,815
	1 支払基金交付金	2,832,815
5	県支出金	1,523,531
	1 県負担金	1,479,316
	2 県補助金	44,215
6	財産収入	6,386
	1 財産運用収入	6,386
7	繰入金	1,724,320
	1 一般会計繰入金	1,562,169
	2 基金繰入金	162,151
8	繰越金	1
	1 繰越金	1
9	諸収入	302
	1 延滞金, 加算金及び過料	300
	2 雑入	2
	歳 入 合 計	10,771,900

# 歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	161,605
	1 総務管理費	93,938
	2 介護認定審査会費	67,667
2	保険給付費	10,197,000
	1 介護サービス及び介護予防サービス等諸費	10,190,000
	2 その他諸費	7,000
3	地域支援事業費	319,410
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	255,841
	2 包括的支援事業費	28,990
	3 任意事業費	34,579
4	保健福祉事業費	23,270
	1 保健福祉事業費	23,270
5	基金積立金	6,386
	1 基金積立金	6,386
6	公債費	600
	1 公債費	600
7	諸支出金	63,629
	1 償還金及び還付加算金	2,531
	2 繰出金	61,098
	歳 出 合 計	10,771,900

## 議案第5号

### 令和8年度小松市公債管理特別会計予算

令和8年度小松市の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,544,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和8年2月24日提出

小松市長 宮橋勝栄

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		千円 6,021,400
	1 一般会計繰入金	6,021,400
2 市債		1,522,700
	1 市債	1,522,700
歳 入 合 計		7,544,100

歳 出

款	項	金 額
1 公債費		千円 7,544,100
	1 公債費	7,544,100
	歳 出 合 計	7,544,100

## 第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公債管理借換債	1,522,700	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	1,522,700			

## 議案第6号

### 令和8年度小松市産業団地事業特別会 計予算

令和8年度小松市の産業団地事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ613,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和8年2月24日提出

小松市長 宮橋勝栄

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
2	借入金	6,870
	1 一般会計借入金	6,870
3	市債	607,030
	1 市債	607,030
	歳入合計	613,900

# 歳 出

款	項	金 額
		千円
1	土地区画整理費	126,400
	1 土地区画整理費	126,400
2	産業団地造成費	140,000
	1 団地造成費	140,000
3	公債費	347,500
	1 公債費	347,500
	歳 出 合 計	613,900

## 第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理費	126,400	普通貸借は行 又証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
産業団地造成費	140,000			
産業団地事業借換債	340,630			
計	607,030			

## 議案第7号

### 令和8年度小松市後期高齢者医療特別 会計予算

令和8年度小松市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,427,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和8年2月24日提出

小松市長 宮橋勝栄

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1	後期高齢者医療保険料	1,801,700
	1 後期高齢者医療保険料	1,801,700
2	使用料及び手数料	1
	1 手数料	1
3	繰入金	528,526
	1 一般会計繰入金	528,526
4	繰越金	1
	1 繰越金	1
5	諸収入	96,972
	1 延滞金, 加算金及び過料	100
	2 償還金及び還付加算金	1,550
	3 雑入	95,322
	歳 入 合 計	2,427,200

# 歳 出

款	項	金 額
		千円
1	総務費	38,962
	1 総務管理費	38,962
2	後期高齢者医療広域連合納付金	2,271,433
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,271,433
3	保健事業費	115,254
	1 保健事業費	115,254
4	諸支出金	1,551
	1 償還金及び還付加算金	1,551
	歳 出 合 計	2,427,200

## 議案第8号

### 令和8年度小松市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度小松市の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	46,800戸
(2) 年間総給水量	12,578,900m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	34,460m <sup>3</sup>
(4) 主な建設改良事業	
(ア) 拡張工事費	41,700千円
(イ) 改良工事費	1,182,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		2,646,900千円
第1項 営業収益		1,955,345千円
第2項 営業外収益		691,495千円
第3項 特別利益		60千円
	支	出
第1款 水道事業費用		2,367,700千円
第1項 営業費用		2,266,625千円
第2項 営業外費用		87,595千円
第3項 特別損失		13,480千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,064,800千円は過年度分損益勘定留保資金36,513千円、当年度分損益勘定留保資金549,847千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額78,440千円、減債積立金20,000千円、建設改良積

立金180,000千円及び震災対策積立金200,000千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	671,500千円
第1項 水 道 負 担 金	113,011千円
第2項 企 業 債	541,800千円
第3項 固定資産売却代金	152千円
第4項 出 資 金	16,537千円
支 出	
第1款 資 本 的 支 出	1,736,300千円
第1項 建 設 改 良 費	1,447,147千円
第2項 企 業 債 償 還 金	239,153千円
第3項 投 資	50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
水道配管台帳システム 構築事業	令和9年度から 令和10年度まで	80,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。 (単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良 事業	541,800	普通貸借又 は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	541,800			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額の流用をすることができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(2) 資本的支出第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 143,670千円

(2) 交際費 195千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、94,663千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、4,163千円と定める。

令和8年2月24日提出

小松市長 宮橋勝栄

## 議案第9号

### 令和8年度小松市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度小松市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	33,648戸
(2) 年間総有収水量	8,349,135m <sup>3</sup>
(3) 一日平均有収水量	22,874m <sup>3</sup>
(4) 主な建設改良事業	
(ア) 未普及解消事業費	618,000千円
(イ) 水質保全事業費	1,228,000千円
(ウ) 地震対策事業費	135,000千円
(エ) 浸水対策事業費	220,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		4,129,900千円
第1項 営業収益		2,743,250千円
第2項 営業外収益		1,291,560千円
第3項 特別利益		95,090千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		4,600,700千円
第1項 営業費用		3,753,799千円
第2項 営業外費用		543,377千円

第3項 特別損失 303,524千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,486,300千円は過年度分損益勘定留保資金268,109千円，当年度分損益勘定留保資金1,085,281千円，当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額132,910千円で補填するものとする。）

	収	入
第1款 資本的収入		5,058,700千円
第1項 企業債		3,834,350千円
第2項 国庫補助金		783,500千円
第3項 県補助金		3,500千円
第4項 出資金		350,250千円
第5項 固定資産売却代金		138千円
第6項 長期貸付金償還金		6,000千円
第7項 負担金		77,962千円
第8項 基金繰入金		3,000千円
	支	出
第1款 資本的支出		6,545,000千円
第1項 建設改良費		2,305,116千円
第2項 企業債償還金		4,223,234千円
第3項 投資		16,650千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項，期間及び限度額は，次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
中央ポンプ場4号雨水ポンプ設備更新事業	令和9年度	380,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	1,250,900	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
流域下水道事業債	23,200			
農業集落排水事業債	27,400			
下水道事業借換債	606,550			
資本費平準化債	1,679,200			
下水道事業特例債	137,100			
災害復旧事業債	110,000			
計	3,834,350			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額の流用をすることができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(2) 資本的支出第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金、第3項投資に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 101,473千円

(2) 交際費 30千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は32,684千円である。

令和8年2月24日提出

小松市長 宮橋 勝 栄

## 議案第10号

### 令和8年度国民健康保険小松市民病院 事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度小松市の国民健康保険小松市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		340床
(2) 入院患者数	延	82,490人
一日平均		226人
(3) 外来患者数	延	142,672人
一日平均		592人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		10,941,000千円
第1項 医業収益		10,185,120千円
第2項 医業外収益		755,879千円
第3項 特別利益		1千円
	支	出
第1款 病院事業費用		11,181,000千円
第1項 医業費用		11,087,473千円
第2項 医業外費用		93,526千円
第3項 特別損失		1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額383,000千円は過年度分損益勘定留保資金378,887千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,113千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	991,000千円
第1項 企業債	485,600千円
第2項 負担金	455,672千円
第3項 固定資産売却代金	378千円
第4項 補助金	49,350千円

支 出	
第1款 資本的支出	1,374,000千円
第1項 建設改良費	580,200千円
第2項 企業債償還金	790,746千円
第3項 投資	3,004千円
第4項 補助金返還金	50千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
新病院建設費	令和9年度から令和11年度まで	309,300千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良資金	485,600	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の状況により償還年限を短縮し、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。
計	485,600			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額の流用をすることができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用と医業外費用
- (2) 医業費用と特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |             |
|-----------|-------------|
| (1) 職員給与費 | 4,938,495千円 |
| (2) 交際費   | 300千円       |

(他会計からの補助金)

第10条 国民健康保険事業特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。

国民健康保険調整交付金 56,333千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、3,427,881千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
取得する資産	器械備品	心臓血管撮影装置	一式

令和8年2月24日提出

小松市長 宮橋勝栄